

# おおいた

社内で回覧・掲示をお願いします。

## 令和8年3月分からの保険料率について

	令和8年2月分(3月納付分)まで	▶	令和8年3月分(4月納付分)から
健康保険料率	10.25%	▶	10.08%
介護保険料率	1.59%	▶	1.62%
子ども・子育て支援金率	令和8年4月分(5月納付分)より新たにスタート	▶	0.23%

全国で10番目の高さ

- ※令和8年4月分(5月納付分)より子ども・子育て支援金制度が始まります。
- ※健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は労使折半となります。
- ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。
- ※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- ※任意継続被保険者の方は、令和8年4月分から変更後の保険料率および子ども・子育て支援金率が適用されます。
- ※保険料の徴収についてのお問い合わせは管轄の年金事務所へご連絡ください。

### 皆さまの取り組みが保険料率上昇を抑える大きな力になります

協会けんぽの保険料率は、各都道府県の医療費水準に基づいて決定されます。

- 1 年に1回健診を受けていただくこと
- 2 特定保健指導の利用や医療機関の早期受診で疾病の重症化を防ぐこと
- 3 事業所を挙げての健康づくり(健康宣言)

などに取り組んでいただくことで、大分支部の医療費の伸びが抑えられ、皆さまの保険料の負担を軽減することにつながります。

さらに協会けんぽでは、皆さまの健康づくりの取り組みを保険料率に反映する「インセンティブ制度」を導入しています。保険料率の上昇抑制に向け、取り組みへのご協力をお願いします。

Q 協会けんぽ大分 インセンティブ制度



## 退職後の健康保険 任意継続保険の加入手続きについて

ご退職後、以下の要件を満たす方については、最長2年間、任意継続保険に加入いただけます。

- 要件1 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること
- 要件2 退職日の翌日から20日以内に資格取得申出書を提出すること  
※提出先はお住まいの都道府県の協会けんぽ支部

任意継続保険とは

退職等によって被保険者の資格を喪失した際に一定の要件を満たせば、最長2年間、継続して健康保険に加入できる制度です。

- ✓ 保険料は、退職時の標準報酬月額(上限32万円)を基に決まります。保険料率の改定等を除き、保険料は原則変わりません。
- ✓ 傷病手当金、出産手当金を除き、在職時と同様の保険給付が受けられます。

マイナ保険証をお持ちでない方は、資格取得申出書とあわせて資格確認書交付申請書の提出が必要です(資格確認書交付申請書の提出がない場合、資格確認書の発行までに2~3か月要します)。

Q 協会けんぽ大分 資格確認書



ご退職後の健康保険には、任意継続保険のほかに、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険の扶養家族」という選択肢があります。それぞれの加入要件や保険料等をご確認のうえ、加入される健康保険をご選択ください。

＜お問い合わせ先：国民健康保険⇒お住まいの市町村 ご家族の健康保険の扶養家族⇒ご家族のお勤め先＞

### check 令和8年1月26日にけんぽアプリをリリースしました。

アプリ上から任意継続保険の電子申請が可能です。この機会にぜひご利用ください。

けんぽアプリのDLはこちら▶▶▶ [iOS]



[Android]



電子申請に関しては  
こちら



令和8年度

# 生活習慣病予防健診等のご案内

健診は健康づくりの第一歩！年に一度は必ず健診を受けましょう！

令和8年度より、協会けんぽの健診内容が大きく変わります。従業員の皆さまが、より利用しやすい健診へと進化しました。令和8年度の生活習慣病予防健診等のご案内は3月下旬に事業所様へお届けします。

NEW!!

## 人間ドック健診

(※一部の機関で実施)

## 生活習慣病予防健診

対象年齢が拡大しました!!

### 一般健診

一般健診と付加健診が一体になりました!!

### 節目健診

対象者 (被保険者)	35～74歳	20歳、25歳、30歳、 35～74歳	40歳、45歳、50歳、55歳、 60歳、65歳、70歳
検査項目	一般健診の項目 + 詳細な血液検査・眼圧検査・ 医師による結果説明等	法定健診で定められている項目 + 胃がん・大腸がん検診 (20歳、25歳、30歳は除く)	一般健診の項目 + 詳細な尿検査・腹部超音波検査 ・眼底検査等
費用等	協会けんぽからの 補助額上限 <b>25,000</b> 円* ※自己負担額の詳細は各健診 機関にご確認ください。	19,635 円の健診が 自己負担額 <b>5,500</b> 円 (最高) (20歳、25歳、30歳は 自己負担額 <b>2,500</b> 円(最高))	29,546 円の健診が 自己負担額 <b>8,280</b> 円 (最高)

【ご注意】上記健診は、重複して受診はできません

あなたが受けられる健診はコチラからチェック!!



## 健診の流れ

### 01 健診機関に予約

健診機関に直接ご予約ください。**協会けんぽへの申込みは不要**です。



生活習慣病予防健診を受けたいです\*

※希望の健診コースをお伝え下さい

### 02 健診を受診

マイナ保険証等や健診機関からの案内されたものを忘れずにご持参ください。



### 03 健診結果に応じて適切に行動

特定保健指導の対象となった方はご案内を事業所様にお送りしますので、**特定保健指導を利用して生活習慣を見直しましょう!**

要治療・再検査と判定された方は**早めに医療機関をご受診**ください。

生活習慣病予防健診・特定健診は、協会けんぽと契約している全国の健診機関で受診いただけます。

健診機関の一覧はホームページでご覧ください。

※人間ドックの実施機関の詳細等については3月下旬ごろに公開予定です。

協会けんぽ 健診機関



## 資格喪失後の資格確認書(黄色)の早期回収にご協力をお願いします!



従業員様が退職された際や、扶養家族の方が扶養から外れた際には、資格喪失後の使用を防ぐため、速やかに資格確認書(黄色)を回収いただきますようお願いいたします。また、マイナ保険証を利用されていない従業員様には、マイナ保険証の利用をお勧めください。

マイナ保険証利用のメリットについて詳しくはこちら⇒

